

事業の流れ（イメージ）

機構は、地域ごとに農用地等の借受希望者（担い手）の募集を行い、借受希望者の存否や借受希望の内容等を把握しておくとともに、応募の状況を公表します。

機構への農用地等の貸付け希望する地権者からの申し出に基づき、地域における農用地等の状況を踏まえ、農地中間管理権の設定に向けた調整を行います。

市町村が作成する農用地配分計画の案に基づき、機構において計画を決定し、県へ認可を申請します。

県における縦覧（２週間）を経て農用地利用配分計画が認可・公告され、農地中間管理権に基づき、機構が地権者から農用地等を借り受けるとともに担い手に貸し付けます。

担い手の公募とは？

富山県農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）が、地域における貸付希望農用地等の情報を市町村等と共有し、借受希望者（担い手）へのマッチングを進める中で、借受希望者（担い手）に機構への登録をお願いするものです。

お問合せ先　～お気軽にお問い合わせください｡～

[最寄りの市町村](3soudan-madoguchi.pdf)　または

**富山県農林水産部**

**農業経営課　経営体支援係**（TEL 076-444-3266）

**公益社団法人富山県農林水産公社**

**農地中間管理部**（TEL 076-441-7395）

事業規程等

　[富山県農地中間管理事業規程](4zigyou-kitei.pdf)

農地中間管理事業の[パンフレット](5panf.pdf)